

## 新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第5条《受験資格》関係</p> <p>(大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で法律学又は経済学を修めたもの)</p> <p>5—5 法第5条第1項第2号に規定する「大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者」とは、学校教育法施行規則第155条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する者及び昭和28年文部省告示第5号(学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定による大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者)により指定された者をいい、「財務省令で定める学校において法律学又は経済学を修めたもの」には、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者に該当するために課程を修了し、又は卒業した学校以外の学校(法第5条第1項第2号に規定する財務省令で定める学校に限る。)において法律学又は経済学に属する科目を修めたものを含むことに留意する。</p>	<p>第5条《受験資格》関係</p> <p>(大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で法律学又は経済学を修めたもの)</p> <p>5—5 法第5条第1項第2号に規定する「大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者」とは、学校教育法施行規則第155条第1項各号のいずれかに該当する者及び昭和28年文部省告示第5号(学校教育法施行規則第155条第1項第6号の規定による大学院及び大学の専攻科の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者)により指定された者をいい、「財務省令で定める学校において法律学又は経済学を修めたもの」には、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者に該当するために課程を修了し、又は卒業した学校以外の学校(法第5条第1項第2号に規定する財務省令で定める学校に限る。)において法律学又は経済学に属する科目を修めたものを含むことに留意する。</p>

(注) 上記のほか、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律等の制定等に伴い、当然必要とされる規定の整理等のために関係通達を改正するものについては、行政手続法第39条第4項第8号に該当するため、意見公募手続を実施しないことから、記載を省略する。